離婚届出後の手続きについて

都城市

離婚届出をされた場合には、必要に応じて下記の手続きが必要となります。お手数ですが、開庁時（平日の8:30～17:15）に市役所、各総合支所の各担当窓口までお越しください。

なお、他の市町村に住所のある方は、住所地の市町村にて御確認ください。　　　　　　　　　　　　　　　市役所本庁舎 住所：都城市姫城町６街区２１号　代表☎０９８６－２３－２１１１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 手　続　き | 対　象　と　内　容 | 手　続　き　に　必　要　な　も　の | お問い合わせ先 |
| 住民票 | ◇住所の変更（必要な方のみ） | * 転入、転居、転出により住所を異動する場合は住所異動の手続きが必要です。※離婚届出のみで、住所変更はできません。 | 本人確認書類（運転免許証等）、届出人の印鑑  マイナンバーカード | 市民課  ☎２３－２１２８  庁舎本館１階 |
| 印鑑登録 | ◇印鑑登録（必要な方のみ） | * 届出により、氏が変わられた方で、印鑑登録された印が氏で登録されている場合、届出により印鑑登録が抹消されます。   印鑑登録証明書が必要な場合は再度印鑑登録が必要です。 | 印鑑登録される印鑑  申請する方の顔写真付本人確認書類（運転免許証等）、印鑑登録手数料（３００円） |
| 個人番号 | ◇マイナンバーカードの記載変更 | * 届出により氏が変わられた方は、マイナンバーカードの記載変更が必要です。 | マイナンバーカード  ※住民票へ離婚届の情報反映されてからの手続きとなります。 |
| 戸籍 | ◇子の氏変更手続き（必要な方のみ） | * 届出では子の戸籍に変動はなく、親権の記載のみがされます。子の住所地の家庭裁判所で許可を受けて入籍届が必要になります。なお、家庭裁判所及び入籍届の届出人は子が１５歳以上であれば子自身が、１５歳未満ならば親権者となります。 | 家庭裁判所からの子の氏変更許可審判書  届出人の印鑑、入籍する子の戸籍謄本（注）  入籍される子の親権者の戸籍謄本（注）  （注）本籍地が都城市の場合、戸籍謄本添付不要です |
| 家庭裁判所に提出する書類などは市民課戸籍担当または子の住所地の家庭裁判所（☎２３－４１７７）にお問い合わせください。 | | |
| 保　険 | ◇国民健康保険等の氏の変更手続き | * 国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方で、氏が変更になった方は保険証の氏の変更手続きが必要です。 | 氏が変わられた方の国民健康保険又は後期高齢者医療の「保険証」  マイナンバーカード、お手続きをされる方の本人確認書類 | 保険年金課  国保担当  ☎２３-２６４２  給付担当  ☎２３-２６３４ |
| ※離婚届に伴い、配偶者の社会保険等の扶養認定が解除になる場合、他の医療保険制度に加入されない方は、国保への加入手続きが必要となります。  必要なもの　　資格喪失連絡票、本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバー | | |
| 年　金 | ◇年金の分割についての手続き  （必要な方のみ）  　※　都城年金事務所での手続き | * 離婚の際に厚生年金の納付記録を当事者間で分割する事ができる制度です。なお、この手続きは原則として離婚後２年を過ぎると手続きができなくなりますのでご注意ください。 | お近くの年金事務所にて手続きとなりますので、必要書類など事前にお問い合わせください。  都城年金事務所　☎２３-２５７１ | 保険年金課  年金担当  ☎２３-２６２９  庁舎本館１階 |
| 状況により手続きや必要書類が異なります。保険年金課へお問い合わせください。 | | |
| 市営住宅 | ◇異動の届出 | * 市営住宅から転居又は市営住宅に入居する場合は届出が必要です。 * 離婚によって名義人が退去する場合には名義人変更の手続きなどが必要です。 | マイナンバーカード、本人確認書類（運転免許証等）  ※状況や要件により手続きや必要書類が異なります。住宅施設課へお問い合わせください。 | 住宅施設課  ☎２３－３１０５  庁舎本館３階 |
| 保育 | ◇教育・保育給付認定内容変更の手続き | 児童が教育・保育施設に入所中の保護者 | 状況により手続きや必要書類が異なります。住宅施設課にお問い合わせください。 | 保育課  ☎２３－４８９４  庁舎本館１階 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 手　続　き | 対　象　と　内　容 | 手　続　き　に　必　要　な　も　の | お問い合わせ先 |
| 児童手当など | ◇児童手当の受給者の変更  （要件に該当する方のみ） | * 子の監護者が変更になった方 | 新受給者の印鑑※本人自署の場合は不要  健康保険証(共済保険の方のみ)  振込先の通帳かキャッシュカード、本人確認書類  マイナンバーカード | こども課  ☎２３－２６８４  庁舎本館１階 |
| ◇子ども医療費助成  （要件に該当する方のみ） | * 住所・氏名・保険証・口座等の各種変更が必要になった方 | 状況により手続きや必要な書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 |
| ◇児童扶養手当の手続き  （要件に該当する方のみ） | * この手当ては、父または母と生計を同じくしていない児童を監護養育している方に対し児童の成長を願い支給される手当です。 | 受給資格や申請の対象等、状況により手続きや必要書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 |
| ◇母子・父子家庭医療費助成  　（要件に該当する方のみ） | * ２０歳未満の子を扶養している配偶者のいない母または父（養育者も含む）が、医療機関等を利用した場合に助成する制度です。対象児童について１８歳到達年度までの助成となります。 | 状況により手続きや必要な書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 |
| 学校 | ◇通学児童の氏の変更の相談  ※子の氏変更手続きをされた方 | * 市立小・中学校に通学されている子の氏が替わった場合 | 通学されている学校の担任の先生にご相談ください。 | 学校教育課  ☎２３－９５４４  庁舎南別館２階 |
| 介護保険 | ◇介護保険の手続き | * 介護保険証をお持ちの方で、氏が変更になった場合は介護保険証等の変更手続きが必要です。 | 状況により手続きや必要な書類が異なります。介護保険課へお問い合わせください。 | 介護保険課  ☎２３－２５９６  庁舎本館１階 |
| 障がい福祉 | ◇障害者手帳の手続き | * 障害者手帳（身体障害・療育・精神）をお持ちの方の場合 | 障害者手帳（身体障害・療育・精神）、印鑑  マイナンバーカード | 福祉課  ☎２３－２９８０  庁舎本館１階 |
| ◇重度心身障害者医療費受給者証の手続き | * 重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方の場合 | 重度心身障害者医療費受給者証  印鑑、振込先の通帳 |
| ◇特別児童扶養手当受給者の手続き | * 特別児童扶養手当証書をお持ちの方の場合 | 状況により手続きや必要書類が異なります。福祉課にお問い合わせください。 |
| ◇福祉サービス受給者証の手続き | * 福祉サービス受給者証をお持ちの方の場合 | 福祉サービス受給者証、印鑑 |
| 水　道 | ◇異動の届出 | * 水道の使用開始、中止又は契約者の氏名等に変更がある場合は届出が必要です。 | 水道番号のわかるもの  ※届出は上下水道局お客様センター窓口又は電話でも受け付けます。 | 上下水道局  お客様センター  ☎２３－４５１０ |

【参考】市役所以外での主な手続き　◇厚生年金受給者の氏が変更した場合の年金手続き……国民年金分も含めて年金事務所へ　※都城年金事務所　０９８６－２３－２５７１

◇不動産の登記人の氏の変更手続き……不動産がある地域を管轄する法務局へ　※宮崎地方法務局都城支局　０９８６－２２－０４９０　◇預金・保険・証券などの氏の変更手続き……取引のある金融機関へ

◇運転免許証の氏や本籍などの変更手続き……※都城運転免許センター　０９８６－２５－９９９９　※都城警察署　０９８６－２４－０１１０

◇旅券（パスポート）の手続き…… 氏名、本籍に変更があった方でパスポートをお持ちの方の場合　※都城パスポートセンター　０９８６－２１－６７８１

◇お使いの保険証が社会保険等、職場の保険証をお使いの場合の氏などの変更手続き……お勤めの職場へ